

關西大學中國文學會會則

轄運営に当たたる。

二 委員 若干名

委員は会長が指名する。委員は編集・庶務・会計の各業務を分担する。会計担当の委員は毎年一回会計報告をする。

三 役員会は会長・委員・幹事をもって構成し、会長がこれを召集する。

第六条 役員の任期は一年とし、重任を妨げない。

第七条 委員は次に定める会費を納入する。

1 普通委員は会費年額三千元とする。

2 特別委員は会費年額一万円とする。

第八条 委員は機関誌の配布を受け、本会の行う事業に参加することができる。

第九条 この会則の変更は役員会の議決による。

第十条 この会則は昭和四十三年から施行する。

昭和四十三年四月一日 施行

平成五年四月一日 第七条再改訂

平成十年四月 中国語中国文学科に学科名変更

平成十六年四月 総合人文学科中国語中国文学専修に名称変更

平成十八年四月 総合人文学科中国語中国語中国学専修に名称変更

第一条 本会は關西大學中國文學會と称し、その事務局を關西大學文学部中国語中国学専修合同研究室に置く。

第二条 本会は中国語学・文学・哲学各部門の研究を促進し、その成果の発表を目的とする。

第三条 本会は第二条の目的を達成するために左の事業を行う。

一 機関誌『關西大學中國文學會紀要』の刊行

二 その他本会が必要と認めたこと

第四条 本会は左の者をもって会員とする

一 特別会員

本学文学部中国語中国学専修の教授・助教授・専任講師及び本学の専任教員

二 普通会員

1 本学文学部中国語中国学専修及び大学院文学研究

科中国文学専攻の学生

2 右の卒業生で入会を希望する者

3 本会の趣旨に賛成する者

第五条 本会の役員とその任務

一 会長 一名

会長の選出は特別会員の互選による。会長は会の統

関西大学中国文学会紀要執筆要項

(執筆者の資格)

紀要に執筆できる者は、原則として本会会員にかぎる。ただし、編集委員会が許可した場合を除く。共同執筆については編集委員会と相談のこと。

(ジャンル)

紀要には、論文・研究ノート・資料・書評・彙報を掲載することができる。

論文は、理論的または実証的な研究成果の発表を言う。

研究ノートは、論文作成の途中にあって著者の研究の原案や方向性を示したものを言う。

資料は、内外の研究動向の紹介、調査研究の経過報告、独自に収集した研究資料などを言う。

書評は、新たに発表された内外の著書・論文の紹介批評を言う。

(条件)

紀要に掲載するものは、未発表のものに限る。原文がすでに発表済みの論文を翻訳したものも掲載しない。

(原稿の長さ)

原稿は、図表・注・文献などをふくめ原則として四〇〇字詰め原稿用紙五〇枚程度とし、一人につき一本を原則とする。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。

(表記)

論文などは、編集委員会が認めた場合を除き、和文を原則とする。表記は現代かな遣いにより、数字は算用数字、漢字は当用漢字を原則とする。

(採否)

掲載紙面の都合上、投稿原稿の採用の有無、掲載順序などについては、編集委員会に一任するものとする。

(発行)

年に一回発行する。

(提出原稿)

論文・研究ノート・資料の投稿にあたっては、欧文タイトルを添えなければならない。なお、原稿は返却しない。

(校正)

校正は、執筆者の責任において行うものとする。

(その他)

上記以外の事項については、編集委員会を検討する。

(要項の訂正)

この要項の改廃は編集委員会で行う。ただし、総会で承認を受けなければならない。